

平成30年度第3回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：平成30年5月8日

担当部・課：河南総合支所 地域振興課〔内線 231〕

：産業部 農業復興推進室〔内線 3551〕

：総務部 総務課〔内線 4033〕

① 件名
石巻市と美里町の市町界変更及び財産処分協議（蛇沼向地区、青木川地区）の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 美里町を中心に東松島市及び石巻市を一円とした地域について、ほ場の効率化、高度利用化を図り生産性を向上させるため、宮城県北部地方振興事務所が事業主体となり、平成13年度から蛇沼向地区、平成16年度から青木川地区において、土地改良事業（農地整備事業）が実施されている。当該2地区が大区画に整備されたことに伴い、区画が変更され、従来の市町界は、ほ場、道水路を横断する状況となっている。
【目的】 土地改良事業により、従来の区画が変更されたことから、両市町の境界の見直しを行うもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 土地改良法（昭和24年法律第195号） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市総合計画実施計画 第3章 地域資源を活かして元気産業を創造するまち 第4節 魅力的な農林業を確立する 1 効率的な高生産性農業を確立する
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成29年2月 市町界変更に関する打合わせ（宮城県、関係市町、土地改良区） 3月 第1回事前協議（宮城県） 平成30年1月 第2回事前協議（宮城県、関係市町、土地改良区）
⑤ 主な内容
土地改良事業区域内を整備後の土地の区画に合わせて、市町界を変更するもの。 ・美里町に編入する区域（石巻市北村字朝日前、大沢堤下、熊崎、新天神下、鳥の巣二、矢返の一部、六反替地の全部）169,861.08㎡ ・石巻市に編入する区域（美里町木間塚字馬場崎、二郷字新堀、鳥ノ巣、矢返の一部）169,861.08㎡
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【効果】 農業経営の生産性の向上と安定が図られる。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
宮城県内では、平成29年度に大崎市と美里町が実施
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
平成30年 6月 市議会第2回定例会へ市町界の変更及び財産処分協議について提案 （美里町も6月議会に提案予定） 7月 宮城県知事へ境界変更申請 9月 宮城県議会へ提案 11月 宮城県知事から総務大臣へ届出 平成31年 1月 総務大臣告示
⑨ その他